

■郡山市子ども・子育て会議について（概要）

1. 設置根拠

- ✓子ども・子育て支援法第72条第1項
- ✓就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- ✓児童福祉法第8条第1項及び第3項

2. 所掌事務

○事務を2件追加する

- ✓認可保育施設の利用定員の設定に関する事
- ✓郡山市子ども・若者計画に関する事（含：子ども・子育て支援事業計画、）
- ✓認可保育施設（保育所、認定こども園等）の認可に関する事
- ✓児童、妊産婦の福祉に関する事
- ✓郡山市希望ヶ丘児童センター運営委員として同センターの運営管理に関する事
- ✓【追加】保育提供体制の確保のための実施計画等に関する事
- ✓【追加】虐待通報等に係る児童福祉審議会等への報告に関する事

第66回会議で報告した件

など

別紙1参照

3. 委員数等

構成員：子どもの保護者、子ども・子育て支援事業従業者や学識経験者、その他審議内容に相当と認められる者
 定数：25名以内（現委員数は24名）
 任期：令和7（2025）年8月28日から令和10（2028）年8月27日まで 3年間

4. 身分

附属機関の委員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職に該当します。
 報償費：8,100円/回 旅費：郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるとおり
 （市内は距離に応じて定額、市外は公共交通機関を使用した場合の額）

5. 会長及び副会長の選任

- ✓会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

6. 会議の開催及び議決

- ✓会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ✓会議は、委員の過半数は出席しなければ、開くことができない。
- ✓会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 分科会

- ✓会議は、専門の事項を調査審議させる必要があるときは、分科会を置くことができる。
 ※現在は設置していない。今後、必要がある場合に会議に諮って設置する。

8. その他必要事項

✓この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

8-1. 書面開催

書面審議の実施について

(1) 会議を招集せず委員に書面を送付し審議することをもって会議に代える。

(2) 書面審議の議事成立及び議決の定足数について

ア 議事成立 会議条例第5条第1項及び第2項の規定により、書面審議の回答が委員の過半数の場合に議事が成立したものとする。

イ 議決の定足数 会議条例第5条第3項の規定により、書面審議の回答があったもののうち、過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(3) 上記(1)及び(2)を会議条例第6条に規定する分科会へ準用する。

(4) 上記(1)～(3)までの事項は、現任委員の任期満了日である令和10（2028）年8月27日まで適用する。

8-2. 議事の参加について

○対象の議事を追加する

委員の皆様自身が議事の当事者となる可能性がある。

公正公平な審議のため、委員が議事の対象となる団体の役員等の場合は、議事へ不参加とする。

また、現任委員の任期満了日である令和10（2028）年8月27日まで適用する。

※議事に認可等がある場合は、対象となる委員は、会場の外で待機いただき、それ以外の議事には参加いただく。

<対象の議事> 保育施設等の認可等、**【追加】保育提供体制の確保のための実施計画等、
【追加】虐待通報等に係る児童福祉審議会等への報告**

8-3. 会議の公開

○非公開対象の議事を追加する

【原則公開】とし、非公開とすべき事情がある場合には、その都度会議に諮ることとする。

・郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 第2（抜粋）

【原則公開】 ※個人情報等の不開示情報がある場合は非公開とする。

・郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 第3（抜粋）

公開又は非公開の決定は会議において決定する。

【追加】<非公開対象> 虐待通報等に係る児童福祉審議会等への報告について

理由：郡山市情報公開条例 第7条 第2号（個人情報）または第3号（法人等情報）に該当するため

8-4. 会議の傍聴

傍聴希望者がいる場合、会長が傍聴の可否を決定する。

・郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 第4（抜粋）

会議の傍聴を希望する者に、附属機関等の長が会議の傍聴を認める。

■ 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等に係る制度改正について

制度改正の背景 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、**子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**

児童福祉法等の一部改正

令和7年10月1日施行

法改正の内容 保育所等の職員による虐待について、下記の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する**児童福祉審議会等**による意見
 - ・国による調査研究 等
- ※ 本市においては子ども・子育て会議

もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加。

【対象施設】
 保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの改訂

令和7年8月改訂

概念の再整理

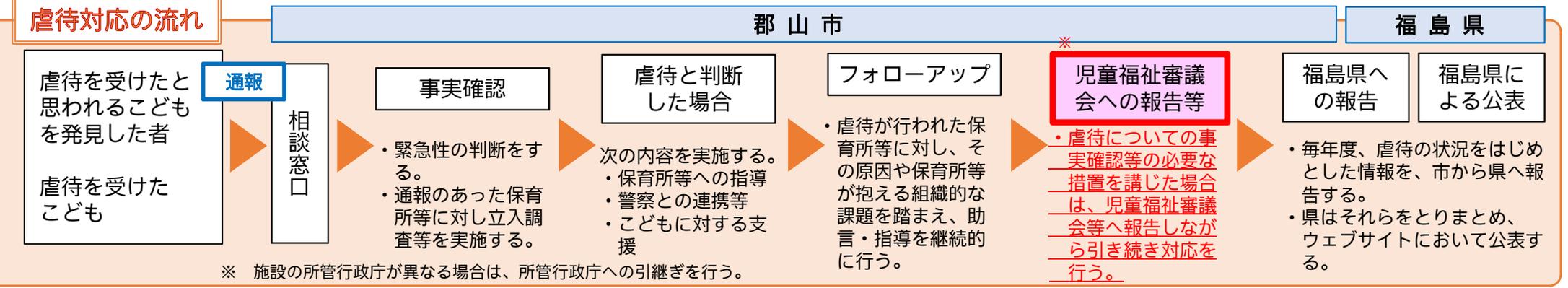
身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等が再整理された。
 → 従前の「不適切な保育」等の概念は用いない。

①身体的虐待	保育所等に通う子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
②性的虐待	保育所等に通う子どもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通う子どもをしてわいせつな行為をさせること。
③ネグレクト	保育所等に通う子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他の子どもによる①、②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
④心理的虐待	保育所等に通う子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通う子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。

日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践においてより良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が必要である。

虐待対応の流れ



(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項の規定に基づき、郡山市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(平26条例36・令5条例7・令5条例43・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て施策に関すること。

(平26条例36・全改、令5条例7・令5条例43・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(令5条例43・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 会議は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、第3条に規定する委員のうちから、会長の指名する委員で構成する。

3 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。

4 分科会の会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

5 分科会の会長に事故があるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

6 前条各項の規定は、分科会に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会の会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

備考：

令和6(2024)年4月1日

✓こども・若者に関する総合的な審議体制とするため、
地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会と統合

✓定数を20名から25名に増員している

◆ 郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 (抜粋)

第 2 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、郡山市情報公開条例(平成13年条例第44号)第7条各号に定める不開示情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第 3 公開又は非公開の決定

1 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前記第2の附属機関等の会議の公開の基準(以下「公開基準」という。)に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。ただし、第1回目開催以前等で会議に諮ることができない場合は、当該附属機関等を所管する課等の長が、次のいずれかの方法により、公開又は非公開を決定できるものとする。

- (1) 委員全員による個別の承認
- (2) あらかじめ指名された委員等による承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定内容を公表するとともに、会議の全部又はその一部を公開しないことを決定した場合は、その理由についても明らかにすること。

◆ 郡山市情報公開条例 (抜粋)

第7条(公文書の開示義務) 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(2) <個人情報> 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の所属、職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- エ 相続人等から開示請求があった死者に関する情報

(3) <法人等情報> 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

参考その他不開示情報：(1) <法令秘情報> (2)の2 <行政機関等匿名加工情報>

- (4) <審議、検討等情報> (5) <事務事業遂行情報> (6) <公共安全情報>